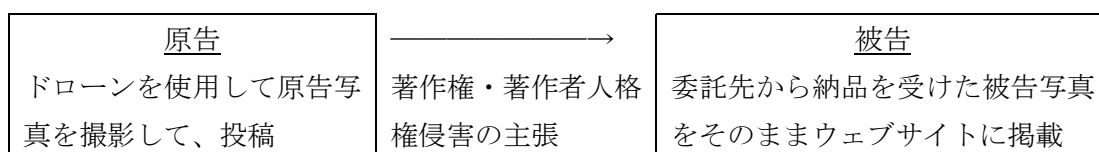


## 屋上航空写真事件

写真著作権の侵害事件において、協同組合日本写真家ユニオンの使用料規程に基づいて原告が原告写真に係る著作権の行使につき受けるべき金銭の額（著作権法114条3項）を4万円とし、他に氏名表示権侵害による慰謝料を1万円、弁護士費用を1万円として、計6万円の損害賠償が認められた事例  
東京地裁令三（ワ）九六一八、屋上航空写真事件、令四・五・三一判決  
参照条文 一〇条一項八号・一九条・二〇条・二三条・二七条

### 事案の概要

原告は、ドイツの写真家であり、ドローンを使用して、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズホテルの屋上を空から撮影して原告写真を作成し、その後、原告写真を写真投稿サイトである「Flicker」（本件投稿サイト）に投稿した。本件投稿サイトにおいて、原告写真の下には「Some rights reserved」の表記があり、同表記部分をクリックすると「クリエイティブ・コモンズライセンス証」と題するページに移転し、そこには一定条件に従えば原告写真を自由に複製等ができる旨が記載されている。被告は、不動産の売買等を目的とする株式会社であり、屋上テラスを始めとするリゾート邸宅やライフスタイルを提案するウェブサイト「&RESORT Life」（本件ウェブサイト）を運営している。被告は、インターネット上の業務委託先紹介サービスに「B」の名称でライターとして登録していた者（本件ライター）に対し、本件ウェブサイトに掲載する記事の1つとして、有名な屋上テラスをテーマとした記事の作成を委託し（本件委託契約）、その後、本件ライターから記事の納品を受けた。同記事では、海外の有名な屋上テラスの1つとして、マリーナ・ベイ・サンズホテルが写真付きで紹介されており、その写真の1つとして、原告写真の複製写真（被告写真）が使用されていた。被告は、被告写真のデータを含む上記記事のデータをサーバーに保存し、本件ウェブサイトに掲載した。そこで、原告が、被告は、原告の著作物である原告写真を複製して自身のウェブサイトに無断で掲載し、同写真に係る原告の著作権（複製権及び公衆送信権）並びに著作者人格権（氏名表示権）を侵害したと主張して、差止及び損害賠償を求めたのが本件である。



## 判決の要旨

原告写真は、原告が、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズホテルを被写体として、ドローンを使用して、同ホテルの屋上を空から見下ろす角度で、同ホテルの屋上全体と周囲の景観等との調和を図りつつ撮影したもので、構図の選択等において原告の個性が表現されていること、被告が被告写真を本件ウェブサイトに掲載した期間は少なくとも令和10年8月17日から同年12月8日までの4か月弱であること、本件ウェブサイトは、不動産の売買等を目的とする株式会社である被告が広報と販売戦略の一環として立ち上げたものと認められること（乙22）、協同組合日本写真家ユニオンの使用料規程では、写真の著作物を商用広告目的でホームページのトップページ以外のページに掲載する場合の使用料は、3か月以内であれば3万円、4か月以内であれば4万円と規定されていることなど、諸般の事情を考慮すると、本件において原告が原告写真に係る著作権（複製権及び公衆送信権）の行使につき受けるべき金銭の額（著作権法114条3項）は、4万円と認めるのが相当である。

また、上記諸事情に鑑みれば、原告写真に係る原告の著作者人格権（氏名表示権）が侵害されたことにより原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は1万円と認めるのが相当であり、弁護士費用相当額の損害は1万円と認めるのが相当である。

## 解説

本件は、被告が、本件ライターに対して、有名な屋上テラスをテーマとした記事の作成を委託したところ、本件ライターが、原告が投稿サイトに投稿した航空写真（原告写真）を複製した写真（被告写真）を含む記事を被告に納品したために、結果として、被告がそのウェブサイトに原告写真を複製した被告写真を掲載してしまったという事案です。

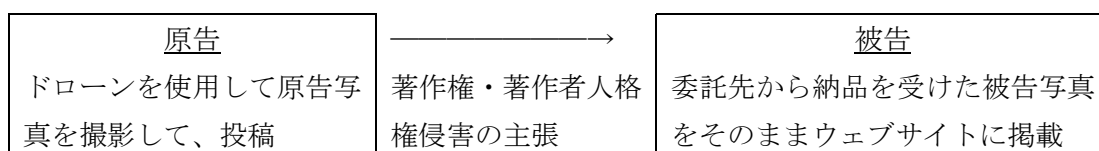
## 屋上航空写真事件

ドローンを使って撮影した航空写真が、撮影の時間帯、撮影時の天候、構図等の選択において原告の個性が表現されており、写真著作物にあたることとされた事例  
東京地裁令三（ワ）九六一八、屋上航空写真事件、令四・五・三一判決  
参照条文 著作権法一〇条一項八号・一九条・二〇条・二三条・二七条

## 事案の概要

原告は、ドイツの写真家であり、ドローンを使用して、シンガポールのマリー

ナ・ベイ・サンズホテルの屋上を空から撮影して原告写真を作成し、その後、原告写真を写真投稿サイトである「F l i c k r」（本件投稿サイト）に投稿した。本件投稿サイトにおいて、原告写真の下には「S o m e r i g h t s r e s e r v e d」の表記があり、同表記部分をクリックすると「クリエイティブ・コモンズライセンス証」と題するページに移転し、そこには一定条件に従えば原告写真を自由に複製等ができる旨が記載されている。被告は、不動産の売買等を目的とする株式会社であり、屋上テラスを始めとするリゾート邸宅やライフスタイルを提案するウェブサイト「&RESORT L i f e」（本件ウェブサイト）を運営している。被告は、インターネット上の業務委託先紹介サービスに「B」の名称でライターとして登録していた者（本件ライター）に対し、本件ウェブサイトに掲載する記事の1つとして、有名な屋上テラスをテーマとした記事の作成を委託し（本件委託契約）、その後、本件ライターから記事の納品を受けた。同記事では、海外の有名な屋上テラスの1つとして、マリーナ・ベイ・サンズホテルが写真付きで紹介されており、その写真の1つとして、原告写真の複製写真（被告写真）が使用されていた。被告は、被告写真のデータを含む上記記事のデータをサーバーに保存し、本件ウェブサイトに掲載した。そこで、原告が、被告は、原告の著作物である原告写真を複製して自身のウェブサイトに無断で掲載し、同写真に係る原告の著作権（複製権及び公衆送信権）並びに著作者人格権（氏名表示権）を侵害したと主張して、差止及び損害賠償を求めたのが本件である。



#### 判決の要旨 [一部容認]

##### 1 争点1（原告写真は著作物に当たるか）について

(1) 前記前提事実、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、原告写真は、原告が、天候の良好な日の日中に、シンガポール共和国に所在するマリーナ・ベイ・サンズホテルを被写体として、ドローンを使用して、同ホテルの屋上を空から斜めに見下ろす角度で、同ホテルの屋上全体と周囲の景観等との調和を図りつつ撮影したものと認められる。そうすると、原告写真は、撮影の時間帯、撮影時の天候、構図等の選択において、原告の個性が表現されたものというべきである。

したがって、原告写真は、原告の思想又は感情を創作的に表現した著作物に当たる。

(2) これに対し、被告は、マリーナ・ベイ・サンズホテルの屋上プールをドロ

ーンで空から撮影すれば、どれも原告写真と類似したものにならざるを得ないなどと主張して、原告写真の著作物性を争っている。

しかし、写真の表現方法としては、撮影対象や撮影方法以外にも、構図等の選択において様々な工夫の余地が残されているところ、上記のとおり、原告写真には、それらの選択において原告の個性が表現されているというべきである。被告の上記主張は採用できない。

## 解説

本件は、被告が、本件ライターに対して、有名な屋上テラスをテーマとした記事の作成を委託したところ、本件ライターが、原告が投稿サイトに投稿した航空写真（原告写真）を複製した写真（被告写真）を含む記事を被告に納品したために、結果として、被告がそのウェブサイトに原告写真を複製した被告写真を掲載してしまったという事案です。本件はドローンによる空撮であるために、被告はその著作物性を争いました。これに対して、原告は、天候の良好な日の日中に、ツインタワーと屋上プールで有名なマリーナ・ベイ・サンズホテルを被写体を選択し、ツインタワーと屋上プールのみならず同ホテルの全景及び周辺の海と周辺施設との調和を構図とし、プール反対側の上空から、同ホテル上を中心に据えてドローンを使って撮影した点、すなわち、撮影日時、撮影時の天候、撮影場所等の選択、被写体の選択及び配置、構図並びに撮影方法の工夫に創作性があると主張しました。判決では、ドローンを使用して撮影した原告写真は、撮影対象や撮影方法以外にも構図等の選択において原告の個性が表現されているのか、それとも構図等の選択においてのみ原告の個性が表現されているのかよく分かりません。

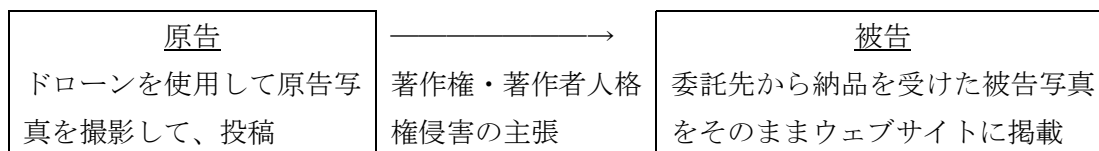
## 屋上航空写真事件

委託先から納品を受けた写真が第三者の著作権ないし著作者人格権を侵害しないことを確認しないままウェブサイトに掲載した点に過失があるとされた事例  
東京地裁令三（ワ）九六一八、屋上航空写真事件、令四・五・三一判決  
参照条文 著作権法一〇条一項八号・一九条・二〇条・二三条・二七条

## 事案の概要

原告は、ドイツの写真家であり、ドローンを使用して、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズホテルの屋上を空から撮影して原告写真を作成し、その後、原

告写真を写真投稿サイトである「F l i c k r」(本件投稿サイト)に投稿した。本件投稿サイトにおいて、原告写真の下には「S o m e r i g h t s r e s e r v e d」の表記があり、同表記部分をクリックすると「クリエイティブ・コモンズライセンス証」と題するページに移転し、そこには一定条件に従えば原告写真を自由に複製等ができる旨が記載されている。被告は、不動産の売買等を目的とする株式会社であり、屋上テラスを始めとするリゾート邸宅やライフスタイルを提案するウェブサイト「&RESORT L i f e」(本件ウェブサイト)を運営している。被告は、インターネット上の業務委託先紹介サービスに「B」の名称でライターとして登録していた者(本件ライター)に対し、本件ウェブサイトに掲載する記事の1つとして、有名な屋上テラスをテーマとした記事の作成を委託し(本件委託契約)、その後、本件ライターから記事の納品を受けた。同記事では、海外の有名な屋上テラスの1つとして、マリーナ・ベイ・サンズホテルが写真付きで紹介されており、その写真の1つとして、原告写真の複製写真(被告写真)が使用されていた。被告は、被告写真のデータを含む上記記事のデータをサーバーに保存し、本件ウェブサイトに掲載した。そこで、原告が、被告は、原告の著作物である原告写真を複製して自身のウェブサイトに無断で掲載し、同写真に係る原告の著作権(複製権及び公衆送信権)並びに著作者人格権(氏名表示権)を侵害したと主張して、差止及び損害賠償を求めたのが本件である。



**判決の要旨** [一部容認]

3 争点3 (被告が原告写真を利用したことにつき故意又は過失があるか) について

(1) 前記前提事実及び証拠(乙19、22)によれば、本件ライターは、本件委託契約に基づいて、本件投稿サイトに掲載されていた原告写真を複製して被告写真を作成し、これを使用して記事を作成したこと、本件投稿サイトでは、原告写真の下に「S o m e r i g h t s r e s e r v e d」の表記があり、同表記部分をクリックするとライセンスの条件が記載されたページに移転する仕組みになっていたこと、及び被告が本件ライターから被告写真が掲載された記事の納品を受けた際、被告写真にはその出典が記載されていなかったことがいずれも認められる。これらの事情に照らせば、被告は、本件ライターの記事をウェブサイトに掲載するに際し、本件ライターに被告写真の出典を尋ねるなどして、被告写真が第三者の著作権ないし著作者人格権を侵害するものに該当しないこ

とを確認することが可能であり、それにより同侵害を回避することが可能であったといえ、被告においてはその旨の注意義務が存したものと認められる。

ところが、証拠（乙19）によれば、被告は、そのような確認をしないまま被告写真を本件ウェブサイトに掲載したことが認められ、被告が第三者の著作権や著作者人格権を侵害することのないように注意を払ったことをうかがわせる事情は認められない。

したがって、被告には原告写真の利用につき過失があったと認めるのが相当である。

#### 解 説

本件は、被告が、本件ライターに対して、有名な屋上テラスをテーマとした記事の作成を委託したところ、本件ライターが、原告が本件投稿サイトに投稿した航空写真（原告写真）を複製した写真（被告写真）を含む記事を被告に納品したために、結果として、被告がそのウェブサイトに原告写真を複製した被告写真を掲載してしまったという事案です。本件投稿サイトは、原告写真の下に「Some rights reserved」の表記があり、同表記部分をクリックするとライセンス条件が記載されたページに移転する仕組みになっていましたが、本件ライターはこれに気づかなかったのか、あるいは意図的にこれを無視して原告写真を複製した被告写真を作成して、被告に納品しました。この本件ライターには故意又は過失があります。ところが本件で問題となっているのは被告の過失です。判決では、被告が本件ライターに対して、被告写真が第三者の著作権ないし著作者人格権を侵害するものに該当しないことを確認していない点に過失があるとしました。被告と本件ライターとの間の本件委託契約では、フリーサイトの画像を使用すること、つまり第三者の著作権や著作者人格権を侵害しないものを使用することが前提となっていました。それだけでは侵害回避義務を果たしたとはいえないとしました。